

札幌市告示第 1406 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく  
公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理  
者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基  
づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 24 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

- 1 指定管理者の名称  
一般財団法人札幌市スポーツ協会

- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
札幌市中央健康づくりセンター	札幌市中央区南 3 条西 1 1 丁目
札幌市東健康づくりセンター	札幌市東区北 10 条東 7 丁目
札幌市西健康づくりセンター	札幌市西区八軒 1 条西 1 丁目

- 3 管理を行わせる期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

- 4 管理業務の範囲
- (1) 施設・設備等の維持及び管理に関する業務
  - (2) 施設における事業の計画及び実施に関する業務
  - (3) 施設の利用等に関する業務
  - (4) 前 3 号に掲げる業務に付随する業務

- 5 利用料金に関する事項

- (1) 利用料金制度

利用料金は、指定管理者の収入とし、札幌市健康づくりセンター条例（以  
下「条例」という。）で定める額を上限として、札幌市の承認を得て定める  
こととします。

- (2) 減免・還付

条例の規定により利用料金を減免・還付することができます。減免は、札  
幌市健康づくりセンター使用料減免取扱要領に定めるところにより行うこ  
ととします。